

支援措置③ 都市安全確保促進事業に係る支援措置

「都市再生安全確保計画」に基づくソフト・ハード対策について、国が財政支援を実施

■ 都市再生安全確保計画

【概要】

- ・ 都市再生緊急整備地域において作成できる、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設、その他の施設の整備等に関する計画
- ・ 計画に基づくソフト・ハード対策（都市安全確保促進事業）について、国が財政支援を実施

【計画の作成主体】

都市再生緊急整備協議会

〈協議会の構成員〉

国、県、市、地域内の都市開発事業者、地域内の建築物の所有者・管理者・占有者、鉄道事業者、公共公益施設の整備・管理を行う者 等

【都市再生安全確保促進事業への補助】

区分	補助事業者	対象事業	補助率
ソフト対策	市、県、協議会	避難訓練、情報伝達ルール、備蓄ルールの確立、待避方法や待避施設の確保等に関するルールの作成 等	1 / 2
ハード対策	同上	避難施設、防災備蓄倉庫、非常用通信・情報提供施設、非常用発電機の整備 等 ※ 建築物の躯体工事を伴わないものに限る	1 / 3